

●香川県告示第165号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

平成29年5月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1(1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名
東かがわ市引田2661番地48 渡辺 清
東かがわ市引田162番地6 有限会社共栄水産 代表取締役 森村 孝昭
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号引田区域
いわし機船船びき網漁業、大型定置漁業、あじ、さば角網漁業及び小型定置漁業であって、たい、さわら樹網漁業以外の漁業（あじ、さば角網漁業を営む者が営むものに限る。）
- 2(1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名
東かがわ市松原1229番地3 谷 謙二
東かがわ市三本松133番地 田中 充
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号東讃白鳥、三本松、馬篠区域
いわし機船船びき網漁業、大型定置漁業及びあじ落網漁業
- 3(1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名
さぬき市津田町鶴羽2175番地4 大塩水産株式会社 代表取締役 大塩 正憲
さぬき市津田町鶴羽564番地5 新開 祥希
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号津田町区域
いわし機船船びき網漁業